R7 日吉津村産後ケア事業について

産後ケア事業とは、家族等から産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図るために、施設等において母子のケア、育児相談、授乳指導等を提供する事業です。※赤ちゃんの一時預かりとしての利用はできません。

対象者

日吉津村に住所があり、下記の①②にあてはまるお母さんでデイケア、アウトリーチにおいては生後１歳未満のお子様。ショートステイにおいては生後４か月未満のお子様。

①産後の体調不良や育児不安等がある方
②ご家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない方
※ご利用中に体調不良となった場合は、医療機関の受診をおすすめします。

ケア内容

母親と子が一緒に利用し、母子の体調等にあわせ、下記のサービスを受けることが出来ます。

- 母体ケア（母体の健康状態等のチェック、乳房ケア、休養等）
- 乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養等チェック）
- 育児相談、授乳指導、沐浴指導

	食事	利用について
母子デイケア（日帰り）	１日１食	あわせて７日（７回）を上限とし無料で利用できます。 ※利用施設決定後のキャンセルについては 利用日前日午前中までにご連絡ください。 キャンセル料がかかる場合があります。
母子ショートステイ（宿泊）	１泊３食 （利用時間による）	
アウトリーチ（訪問） ※おおむね２時間	なし	

※ショートステイ利用時の利用回数の数え方（８時間を１回とする。利用時間は施設毎に多少前後します。）

利用日数	利用回数	1日目 9時	1日目 17時	2日目 9時
1泊2日	2回	ショートステイ２回（１６時間まで）		
1泊2日	3回	デイケア１回（８時間まで）	ショートステイ２回（１６時間まで）	

※実施施設の空き状況等により、希望どおりの利用ができない場合があります。
なお、分娩等による施設側の都合により利用が出来なくなる場合もありますのでご承知ください。

利用の際の持ち物

- 医療保険の資格確認ができるもの（マイナ保険証や資格確認書）
- 母子健康手帳
- 各施設の利用において必要となるもの　※各施設のオリエンテーションで詳細をご確認ください。

利用方法

１．申　請

事前に申請が必要です。妊娠８か月以降※に、日吉津村子育て世代包括支援センター（役場福祉保健課内）に申請してください。保健師がお困りのことをお聞きします。

※申請の際には、母子健康手帳が必要です。
※出産退院後すぐに利用される方は、なるべく妊娠中に申請してください。

↓

２．利用承認

申請受付後、利用承認（不承認）通知書が届きます。（妊娠中に申請された場合は、利用日が確定してから通知を送付します。）

↓

３．利　用

施設利用可能時間に合わせ、ご利用ください。

実施施設

施設名	デイケア	ショートステイ	アウトリーチ	所在地・電話番号	対象者（生後４か月未満）
鎌沢マタニティークリニック	○	○		米子市熊党１４２－７ 0859-27-1355	当院で出産された方が対象
中曽産科婦人科	○	○		米子市西福原４－８－４１ 0859-22-5360	
西江助産院	○	○		米子市錦海町２－９－６ 0859-31-3624	デイケア：１歳未満まで可
母と子の長田産科婦人科クリニック		○		米子市上後藤８－５－１ 0859-29-3131	当院で出産された方が対象
ミオ・ファティリティ・クリニック	○	○		米子市車尾南２－１－１ 0859-35-5211	デイケア：１歳未満まで可
産前産後ケアハウスはぐはぐ	○	○		米子市上福原２－９－１８ 0859-57-5351	デイケア：１歳未満まで可
彦名レディスライフクリニック		○		米子市彦名町２８５６－３ 0859-29-0159	当院で出産された方が対象 生後１か月まで可
鳥取大学医学部附属病院	○			米子市西町３６－１ 0859-38-6913	当院で出産された方が対象 デイケア：２か月まで可
一般社団法人 鳥取県助産師会			○	助産師会所属の助産師	生後１歳未満 （１回につき２時間程度）

日吉津村 子育て世代包括支援センター すまいる はぐ

【申込み先】日吉津村子育て世代包括支援センター
（日吉津村役場福祉保健課内）
保健師　電話０８５９－２７－５９５２